


令和2年11月24日

〒812-0018

福岡県福岡市博多区住吉三丁目1番1号 富士フイルム福岡ビル9階

JR九州レンタカー&パーキング株式会社

常務取締役 駐車場事業部長  殿

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝

(申入担当者 弁護士 今井 一成)

(電話 095-827-3535)



申入終了通知書

拝啓 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

- 1 貴社ホームページ掲載の約款が改訂されたことを確認いたしました。特に、新約款第4条（旧第3条）及び新約款第17条（旧14条）につきましては、ご多忙な中、当法人の申入れ内容に沿うかたちでご改訂下さりましたことに対し、心よりお礼申し上げます。また、費用の問題があることを重々承知しておりますが、各駐車場内掲示の看板等につきましても、順次改訂していただきますようお願い申し上げます。
- 2 さて、新約款第15条（旧12条）については従前の条項が維持されたままとなっておりますが、当法人の申入れ内容のうち重要なものにつきましては概ねご理解、ご対応いただいたものと認識しております。よって、本書面をもって貴社に対する申入れを終了させていただきます。当法人といたしましても、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。
- 3 最後に、新約款第15条（旧12条）に関し消費者契約法10条違反の疑いがあるという点につきましては、現在も当法人の見解に変更はございません。よって、今回をもって貴社への申入れは終了とさせていただきますが、新約款第15条（旧12条）につきましては、引き続きご対応をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具